

遺伝子組み換え

農産物7種類に表示義務

(2009年3月17日掲載原稿)

バイオテクノロジーの進化で、遺伝子組み換え技術やクローン技術に関心が高まっています。

遺伝子进行操作し、害虫に強い性質や病気にかかりにくい性質を持った品種に改良した農作物と、その加工食品が“遺伝子組み換え食品”です。メリットとして、農薬の使用量を減らせたり、食糧問題の解決に役立つとされています。

しかし、それらを口に入れることへの不安が消費者にはあり、「遺伝子組み換え食品が含まれている場合、すべて表示されているのか」といった問い合わせが、県立消費生活センターにも寄せられています。

“遺伝子組み換え食品”については、国の安全性審査（リスク評価）を経たもののみが流通可能で表示ルールも定められています。

表示義務の対象となっている農作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜の7種類とこれらを原材料とした加工食品32品目群（豆腐、納豆など）です。

また、生産流通管理の段階で、遺伝子組み換え農作物とそうでない農作物が分別されてない場合はそのことを表示する義務があります。ただし、遺伝子組み換え農作物が主な原材料（重量で上位3品目、かつ原材料中に占める重量が5%以上）でない加工食品については、省略できることになっています。食品表示は、消費者と食べ物をつなぐ重要な情報源です。よく理解し、上手に活用しましょう。